

騒音及び振動に係る特定施設

騒音に係る特定施設	振動に係る特定施設
<p>1 金属加工機械</p> <p>ア 圧延機械（原動機の定格出力の合計が22.5キロワット以上のものに限る。）</p> <p>イ 製管機械</p> <p>ウ ベンディングマシン（原動機の定格出力が3.75キロワット以上のものに限る。）</p> <p>エ 液圧プレス</p> <p>オ 機械プレス</p> <p>カ せん断機（シャーリングマシン。原動機の定格出力が3.75キロワット以上のものに限る。）</p> <p>キ 鍛造機</p> <p>ク ワイヤフォーマーマシン</p> <p>ケ ブラスト</p> <p>コ タンブラー</p> <p>サ 製鋳機</p> <p>シ 製釘機</p> <p>ス 高速度切断機</p> <p>セ 平削機</p> <p>ソ 型削器</p> <p>タ 研磨機</p> <p>チ 自動やすり目立機（原動機の定格出力が1.5キロワット以上のものに限る。）</p> <p>2 圧縮機（原動機の定格出力が3.75キロワット以上のものに限る。）</p> <p>3 送風機（排風気を含み、原動機の定格出力が3.75キロワット以上のものに限る。）</p> <p>4 粉碎機</p> <p>ア 土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機</p> <p>イ 食品加工用粉碎機</p> <p>ク その他の用に供する粉碎機（破砕機及び磨砕機を含む。）</p> <p>5 繊維機械</p> <p>ア 織機（原動機を用いるものに限る。）</p> <p>イ 紡績機械</p> <p>ウ 編組機</p> <p>エ 燃糸機</p> <p>6 建設用資材製造機械</p> <p>ア コンクリートプラント</p> <p>イ アスファルトプラント</p> <p>7 木材加工機械</p> <p>ア ドラムバーカー</p> <p>イ チッパー</p> <p>ウ 碎木機</p> <p>エ 帯のこ盤（原動機の定格出力が0.75キロワット以上のものに限る。）</p> <p>オ 丸のこ盤（原動機の定格出力が0.75キロワット以上のものに限る。）</p>	<p>1 金属加工機械</p> <p>ア 圧延機械（原動機の定格出力の合計が22.5キロワットのものに限る。）</p> <p>イ 製管機械</p> <p>ウ 液圧プレス</p> <p>エ 機械プレス</p> <p>オ せん断機（シャーリングマシン。原動機の定格出力が1キロワット以上のものに限る。）</p> <p>カ 鍛造機</p> <p>キ ワイヤフォーマーマシン</p> <p>2 圧縮機及び送風機（原動機の定格出力が3.75キロワット以上のものに限る。）</p> <p>3 粉碎機（原動機の定格出力が3.75キロワット以上のものに限る。）</p> <p>ア 土石用又は鉱物用の破砕機、磨砕機、ふるい及び分級機</p> <p>イ 食品加工用粉碎機</p> <p>ウ その他の用に供する粉碎機（破砕機及び磨砕機を含む。）</p> <p>4 織機（原動機を用いるものに限る。）</p> <p>5 コンクリート製品製造機械</p> <p>ア コンクリートブロックマシン（原動機の定格出力の合計が2.95キロワット以上のものに限る。）</p> <p>イ コンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械（原動機の定格出力の合計が10キロワット以上のものに限る。）</p> <p>6 木材加工機械</p> <p>ア ドラムバーカー</p> <p>イ チッパー</p> <p>7 印刷機械（原動機の定格出力が2.2キロワット以上のものに限る。）</p> <p>8 ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機（カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が30キロワット以上のものに限る。）</p> <p>9 合成樹脂用射出成形機</p> <p>10 鋳造型機（ジョルト式のものに限る。）</p> <p>11 冷凍機（原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。）</p> <p>※次に掲げる施設は除く。</p> <p>1 振動規制法（昭和51年法律第64号）第6条第1項の規定により市長に届け出た施設</p> <p>2 鉱山保安法第2条第2項に規定する鉱山に設置される施設</p>

<p>カ かん盤 (原動機の定格出力が0.75キロワット以上のものに限る。)</p> <p>8 抄紙機</p> <p>9 印刷機械 (原動機を用いるものに限る。)</p> <p>10 合成樹脂射出成形機</p> <p>11 鋳造型機</p> <p>12 ニューマチックハンマー</p> <p>13 ロール機</p> <p>14 自動製びん機</p> <p>15 ドラムかん洗浄機</p> <p>16 ロータリーキルン</p> <p>17 コルゲートマシン</p> <p>18 重油バーナー (重油使用量が毎時15リットル以上のものに限る。)</p> <p>19 走行クレーン</p> <p>ア 天井走行クレーン (原動機の定格出力の合計が7.5キロワット以上のものに限る。)</p> <p>イ 門型走行クレーン (原動機の定格出力の合計が7.5キロワット以上のものに限る。)</p> <p>20 集じん装置</p> <p>21 冷凍機 (原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。)</p> <p>22 原動機 (船舶又は車両等の原動機として使用されるものを除く。)</p> <p>ア ディーゼルエンジン (定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。)</p> <p>イ ガソリンエンジン (定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。)</p> <p>23 クーリングタワー (原動機の定格出力が0.75キロワット以上のものに限る。)</p> <p>24 営業を目的として設置される原動機付二輪車 (道路交通法 (昭和35年法律第105号) 第2条第9号に規定する自動車のうち自動二輪車及び同条第10号に規定する原動機付自転車並びにこれらを改造したものをいう。) による断郊競技施設</p> <p>※次に掲げる施設は除く。</p> <p>1 騒音規制法 (昭和43年法律第98号) 第6条第1項の規定により市長に届け出た施設</p> <p>2 鉱山保安法 (昭和24年法律第70号) 第2条第2項に規定する鉱山に設置される施設</p>	
--	--

騒音又は振動に係る特定作業

<p>1 板金又は製かんの作業</p> <p>2 鉄骨又は橋梁の組立ての作業 (建設又は建築の現場作業を除く。)</p> <p>3 ブルドーザー、パワーショベル、バックホー、その他これに類する整地機又は掘削機を使用する作業 (建設現場における作業を除く。)</p> <p>4 自走式破砕機による破砕作業 (建設現場における作業を除く。)</p>
--